

# 茨城県後期高齢者医療広域連合 からの お知らせ

## 後期高齢者医療被保険者を対象とした無料の歯科健康診査を実施します！

後期高齢者医療被保険者を対象に口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を実施しています。対象の方でまだ受診されていない方は、この機会にぜひ受診しましょう。

### ▶実施期間

12月31日(月)まで  
※ただし、歯科医療機関の休診日は除きます。

### ▶対象者

茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、前年度で満75歳、80歳、85歳の方  
①満75歳 昭和17年4月1日～昭和18年3月31日生まれの方  
②満80歳 昭和12年4月1日～昭和13年3月31日生まれの方  
③満85歳 昭和7年4月1日～昭和8年3月31日生まれの方  
※8月中旬に対象となる方へ健診の案内を送付しています(施設入所者は除きます)。  
※再発行を希望される場合は、茨城県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。

### ▶健診内容

口腔内の状態を確認する検査や口腔機能評価など。  
入れ歯の方も受診できます。

### ▶受診場所

茨城県歯科医師会に所属の事業実施歯科医療機関

### ▶受診方法

①受診を希望する方は、実施歯科医療機関に後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて、予約をしてください。  
②受診日までに、受診票内の問診項目をご記入のうえ、受診日当日に被保険者証、受診券、受診票、健康手帳、歯ブラシをお持ちになって受診してください。

【問合せ先】 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健資格班 ☎029-309-1212

平成30年分申告用 ～所得税や住民税の「障害者控除」～

## 「障害者控除対象者認定書」の発行について

「障害者手帳」等の交付を受けていない満65歳以上の方で、身体の障がいまたは認知症の状態が一定の基準に該当する場合は、「障害者控除対象者認定書」を発行します。所得の申告にあたり、この認定書を提示することで、「障害者控除」を受けることができます。

### ▶対象

・茨城町の住民票に記載されている満65歳以上の方、または茨城町の介護保険第1号被保険者である方  
・介護保険制度の要介護認定(要支援1・2、要介護1～5)を受けている方、または※(1)要介護認定を受けている方と同程度の障がい状態にある方  
※(1)要介護認定を受けている方と同程度の障がい状態を理由に申請する方については、面接調査を受けていただく必要があります。  
※要介護認定等の調査資料をもとに判断します。要介護度のみで一律に判断するものではありません。  
・「障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」等の交付を受けている方は申請の必要はありません。

### ▶申請について

①申請者 控除対象者(本人)または親族  
②受付期間 平成30年12月3日(月)～平成31年1月31日(木)(面接調査が必要な方は、平成30年12月17日(月)まで)  
③窓口 長寿福祉課(1階4番窓口)  
④持参する物 控除対象者の印鑑(親族の申請は、親族者印が必要)、介護保険被保険者証  
⑤手数料 無料  
⑥交付 後日郵送(12月受付分は、平成31年1月以降送付予定)

※即日交付はできません。

【問合せ先】 長寿福祉課 ☎029-291-8407(直通)

## 11月30日は「年金の日」です!!

厚生労働省では、「国民一人ひとり、『ねんきんネット』等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

### ▶ねんきんネットとは

インターネットでいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることができる日本年金機構のサービスです。

【詳しくは「ねんきんネット」で検索】

### ※インターネットの利用が難しい方

役場窓口(保険課)では、「ねんきんネット」でご自分の情報を確認できるサービスを実施しています。公的機関発行の顔写真つき身分証明書(顔写真のない証明書は2種類以上)、基礎年金番号のわかるもの、印鑑(朱肉を使うもの)、委任状(代理人申請の場合)をご持参ください。

(注)・旧法による年金受給者や共済加入中の方は本サービスを受けられません。

・年金記録に関する具体的な質問や厚生年金の記録などについては、水戸南年金事務所にお問い合わせください。

【問合せ先】 水戸南年金事務所 ☎029-227-3253

茨城町保険課 ☎029-240-7113(直通)

### 【年金受給資格短縮のお知らせ】

年金を受取るために必要な期間(保険料納付済期間)が**10年(120か月)に短縮**され、これまで年金を受けることができなかった方も、年金が受給できる可能性があります。日本年金機構から、既に対象者の方へ【年金請求書】が送付されていますので、まだ請求をされていない方は「ねんきんダイヤル」までお問い合わせください。

【問合せ先】 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

## 国民健康保険よりお知らせ 接骨院・整骨院で施術を受けられる方へ

### 医療費の適正化にご協力ください

接骨院や整骨院での施術は、健康保険が適用される場合と適用されない場合があります。

#### ○健康保険が適用されるもの

- ・急性または亜急性の外傷性の捻挫、打撲、挫傷(肉離れ等)
- ・骨折及び脱臼の応急処置(応急処置以外は、医師の同意が必要です)

#### ○健康保険が適用されないもの

- ・疲労性・慢性的な要因からくる肩こり、筋肉疲労
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
- ・保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷等の治療中のもの
- ・労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

### <接骨院・整骨院で施術を受けるときは…>

#### 1 負傷の原因を正確に伝えましょう

上記のように健康保険が適用されない場合がありますので、負傷の原因(いつ、どこで、何をして、どんな症状か)を正確にきちんと伝えましょう。

また、交通事故等の第三者行為の場合には、必ず保険者(国保や健保組合等)へ連絡をしてください。

#### 2 柔道整復施術療養費支給申請書の内容をよく確認して、署名をしましょう

施術を受けたときに署名する「柔道整復施術療養費支給申請書」には、負傷原因、負傷名、日数、金額等が記載されています。内容をよく確認してから署名をしましょう。

また、原則患者本人が署名することになっています。

#### 3 領収書を必ずもらいましょう

もらった領収書は保管しておき、後日届く医療費通知に記載されている金額・日数と合っているか確認しましょう。

#### 4 施術が長引くときは、医師の診察を受けましょう

施術が長期にわたる場合、内科的要因も考えられますので医師の診察を受けましょう。

### <施術内容を照会させていただくことがあります>

健康保険で柔道整復師にかかった方に、負傷原因や施術内容などについて照会させていただく場合があります。これは医療費適正化の一環として、請求内容に誤りがないか確認するために行っておりますので、ご協力をお願いします。

安い!安心! ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】 保険課 国保グループ ☎029-240-7113(直通)

